

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）
（公 印 省 略）
参事官（事業推進担当）
（公 印 省 略）

令和元年台風第19号における被災者支援の適切な実施について

令和元年台風第19号により被害が生じており、今後も引き続き嚴重な警戒が必要となっていることから、下記について引き続き適切に対応いただくとともに、関係部局及び都道府県内の市区町村に周知の上、被災者支援に万全の対応を行っていただくよう助言方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 被災者台帳の作成等について

（1）平時からの準備の推進

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、災害発生時に被災市町村において、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成が可能となるよう、災害対策基本法において、被災者台帳に記載又は記録する情報について明確にするとともに、法律に明確な根拠を設けて個人情報保護条例との関係を整理しているため、市町村において、被災者台帳の作成等が積極的に行われるよう対応方お願いいたします（「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成26年1月24日府政防第60号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）通知）参照）。

被災者台帳は、災害発生時における「被災者の援護の実施」に当たり、被災者に関する各情報の目的外利用を例外的に認めるものであるため、平時に情報を収集できるものではありませんが、災害発生後に速やかに情報を収集することが可能となるよう、被災者台帳に記載・記録する事項及び関係部局の把握、情報入手・共有・提供のための方法等のルール決定、システムの連携など、「平時からの準備」が重要であることに御留意いただきま

すようお願いいたします。

なお、被災者台帳の利用により、例えば、「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」が市町村内部で共有され、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた市町村の支援施策について、その添付を不要とすることも可能になります。このように、被災者と行政双方の負担軽減が図られ、支援施策の迅速な実施に資するものであることから、平時から準備に取り組むよう対応方をお願いいたします。

(2) 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」の活用

被災者台帳については、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成 29 年 3 月）において、被災者台帳の作成、利用及び提供に係る手順等について、マイナンバーの利用も含め示しているところです。

つきましては、被災者台帳に関する事務について、この実務指針も参考にさせていただき、関係部局とも調整して対応いただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県において、平時からの準備に関し市町村を対象とした説明会等を開催される場合に、内閣府の担当職員を説明者として派遣することを希望する場合には、随時ご相談ください。

<被災者台帳>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

※ 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成 29 年 3 月内閣府）、
被災者台帳の簡易なファイル（Access 版、Excel 版） 等について掲載

2. 被災者支援に係るマイナポータルの活用

災害発生後、市町村は被災者の生活再建の取組を支援する制度をニーズに即して展開しますが、その際、被災者と行政の双方において様々な負担が生じることを踏まえ、被災者支援制度における各種手続を迅速かつ効率的に行うことが重要です。

このため、災害発生時に市町村が行う各種被災者支援の手続において、被災者と行政双方の負担軽減を目的として、マイナポータル（官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービスのこと）のぴったりサービス（サービス検索機能・電子申請機能）を活用するために必要な準備事項等をまとめた「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」（平成 31 年 3 月）を作成し、示しているところです。

つきましては、災害発生後にいち早く被災者が支援を受けられるようにするため、市町村が本ガイドラインを参照の上、平時から準備に取り組むよう対応方をお願いいたします。

<被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/minorportal/index.html>

3. 住家の被害状況調査の実施及び罹災証明書の交付について

災害に係る住家の被害状況調査の実施及び罹災証明書の交付については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 の規定により、市町村長は、被災者から申請が

あったときは、遅滞なく、住家の被害状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされています（「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成 25 年 6 月 21 日府政防第 559 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）通知）参照）。

内閣府では、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、住家の被害状況調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 13 年 7 月作成、平成 30 年 3 月最終改定）を定めています。なお、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」については、平成 31 年 3 月に改定しておりますので、最新の内容について内閣府ホームページ等によりご確認の上、適切なお対応をよろしく申し上げます。災害の被害状況の報告及び被災者支援の重要性に鑑み、これらの基準・運用指針を踏まえ、適切に住家の被害状況調査を実施していただくようお願いいたします。この際、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の第 2 次調査や再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようご配慮願います。なお、今年度以降発生した災害については、災害救助法の住宅の応急修理を拡充し、「半壊に至らない」（一部損壊）の被害を受けた住宅のうち、損害割合が 10%以上 20%未満の住宅については支援の対象とする予定であること等を踏まえると、被害認定調査の実施方法について変更等の必要が生じるため、実施方法の詳細については、別途ご連絡いたします。

また、罹災証明書を遅滞なく交付することができるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成 30 年 3 月内閣府（防災担当））を参考に、住家の被害認定調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努めていただくようお願いいたします。なお、住家の被害認定調査に従事する職員の育成等のための映像資料として、「住家の被害認定調査〈地震による被害〉【木造・プレハブ】」を作成しましたので、本手引きと併せて内閣府ホームページ等によりご確認の上、適切なお対応をよろしく申し上げます。災害発生時に被害の規模と比較して被災市町村の調査員のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体に対する応援の要請や民間の専門家等の活用について検討するとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、貴都道府県から被災市町村に対し必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

この際、執務資料を内閣府ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。また、災害発生時に、貴都道府県において、災害に係る住家の被害状況調査について市町村を対象とした説明会等を開催される場合は、内閣府の担当職員を説明者として派遣することも可能ですので、随時ご相談ください。

<災害に係る住家の被害認定>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

<罹災証明書>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/risaisyoumeisyo.html>

4. 被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等について

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の支援については、一定規模以上の被害が生じ、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、全都道府県による相互扶助とそれに対する国の支援による被災者生活再建支援制度が適用されます（適用は各都道府県で判断）。

被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、被災者の生活再建を支援するという目的を十分踏まえ、被災者の生活の速やかな再建に資するよう、被害状況の調査から支援金の支給に至る事務を適切に行っていただきますようお願いいたします。また、迅速な制度の適用や被災者への適切な周知・説明、円滑な支援金支給事務の実施などにより、支援対象となる被災者が申請期間内に確実に支援金の支給を申請できるようにするとともに、支援金が迅速に支給されるよう努めていただきますようお願いいたします。

また、被災者生活再建支援制度の対象とならない一定規模以下の災害については、各都道府県及び関係市区町村において支援措置の実施について検討するなど、被災者の生活再建支援について、必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

<被災者生活再建支援制度>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

※「被災者生活再建支援法の概要」等について掲載

5. 「被災者支援に関する各種制度の概要」の活用について

内閣府では、「被災者支援に関する各種制度の概要」パンフレットを作成し、内閣府ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。Word ファイルが必要な場合はご連絡いただければ送付いたします。

なお、本資料の活用にあたっては、パンフレット中の「問い合わせ先」欄を具体的な担当部署名、電話番号等に修正し、さらに独自の支援制度を追加するなど、被災者にとって一層有用なものとなるよう配慮してください。

<被災者支援に関する各種制度>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

※「被災者支援に関する各種制度の概要」について掲載

以上

<問い合わせ先>

○1及び2について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 山下
TEL：03-3593-2849（直通）

○3について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付 原
TEL：03-3501-5696（直通）

○4について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付 横沢
TEL：03-3501-5696（直通）

○5について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付 石尾
TEL：03-3593-2849（直通）